

総務委員会資料

1 平成26年第2回定例会提出予定議案の説明

(8) 【議案第65号関係】

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

平成26年5月28日

財政局

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

1 法人の市民税の法人税割の税率の引下げ

(1) 平成26年度税制改正（地方税法）

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、地方法人課税の見直しの一環として、法人の住民税の法人税割の税率を引き下げるもの

	現行	改正後
制限税率 (超えてはならない税率)	14.7%	12.1% (△2.6%)
標準税率 (通常よるべき税率)	12.3%	9.7% (△2.6%)

(2) 改正内容（川崎市市税条例）

地方税法の改正と同様に、法人税割の税率を引き下げるもの

	現行	改正後
その他の法人	14.7%	12.1% (△2.6%)
資本金又は出資金の額が 5億円以上10億円未満 の法人	13.5%	10.9% (△2.6%)
資本金又は出資金の額が 5億円未満の法人等	12.3%	9.7% (△2.6%)

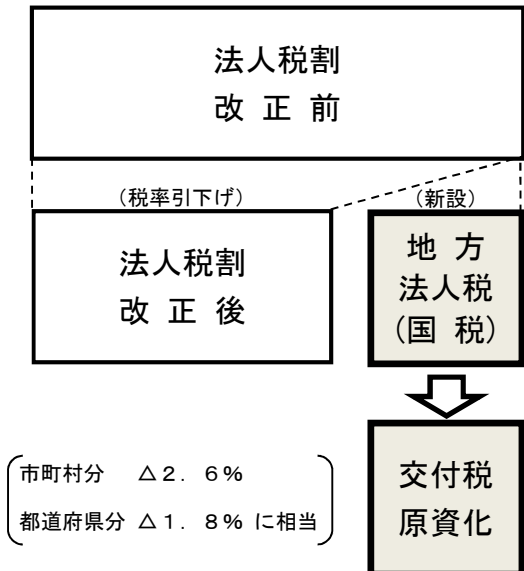
(3) 適用区分

平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から適用する。

地方法人課税の見直しの概要

- ◆ 地方消費税率の引上げにより、不交付団体の財源超過額は拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要となる。
- ◆ 地方法人所得課税（＝法人住民税法人税割）は、税収の偏在性が大きく、また、年度間の税収の変動が大きいこと等から、その一部について交付税原資化を図ることとされた。

(交付税原資化のイメージ図)



2 軽自動車税の税率の引上げ

(1) 平成26年度税制改正（地方税法）

○標準税率の引上げ

- ・原動機付自転車、2輪の軽自動車及び2輪の小型自動車は、約1.5倍（最低2,000円）に引き上げる。
- ・3輪以上の軽自動車は、乗用かつ自家用の車両で1.5倍、その他の区分の車両にあつては、約1.25倍に引き上げる。

○グリーン化の観点からの重課

初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車に対して、その翌年度から概ね20%の重課を行う。

(2) 改正内容（川崎市市税条例）

		現行	27年度から		28年度から	
			27年4月1日以後 取得した車両（※）		〔13年を経過した〕 車両に対する重課	
原動機付自転車	50cc 以下	1,000円	2,000円			
	90cc 以下	1,200円	2,000円			
	125cc 以下	1,600円	2,400円			
	3輪以上のもの	2,500円	3,700円			
軽2輪（125cc超250cc以下）		2,400円	3,600円			
小型2輪（250cc超）		4,000円	6,000円			
軽自動車	3輪	3,100円	3,900円		4,600円	
	4輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	以上	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	その他（例：スノーモービル）		2,400円	3,600円		
小型特殊 自動車	農耕作業用（例：トラクター）	1,600円	2,000円		} 地方税法上の区分により難しいものについては、 市税条例において用途等に応じた区分・税率を 設けている。	
	その他（例：フォークリフト）	4,700円	5,900円			

※ 平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車から改正後の税率を適用する。

3 固定資産税の課税標準の特例

(1) 改正内容

平成26年度税制改正に伴い、わがまち特例（※）により、固定資産の課税標準の特例割合を次のとおり定めるもの

※ わがまち特例とは、地方税法に定める特例措置について、国が一律に定めていた内容を法律の定める範囲内において地方団体が自主的に判断し、条例で決定する仕組みのこと

対象資産	特例割合		具体例	条例で定める割合
		参酌すべき割合		
水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設	6分の1以上 2分の1以下	3分の1	工場等に設置される沈殿／浮上装置、油水分離装置、濾過装置	3分の1
大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設	3分の1以上 3分の2以下	2分の1	テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置	2分の1
土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設	3分の1以上 3分の2以下	2分の1	フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置	2分の1
洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水を防止するための施設	2分の1以上 6分の5以下	3分の2	止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機	3分の2
自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器（ノンフロン製品）	3分の2以上 6分の5以下	4分の3	C02ショーケース、空気冷凍システム	4分の3

(2) 適用区分

平成26年4月1日以後に取得された資産について、平成27年度課税分から適用する。

4 固定資産税の減額措置に係る申告手続

平成26年度税制改正で創設された、一定の耐震改修が行われた大規模建築物等に対する固定資産税の減額措置について、納税義務者の申告手続を定めるもの

<参考：減額措置の概要>

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断を義務づけられた大規模建築物等（※）のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、国の補助を受けて耐震改修を実施したものについて、耐震改修が完了した年の翌年度分から2年度間、固定資産税額の2分の1（上限は、耐震改修に要した費用の100分の2.5に相当する額）を減額する。

- ※ 大規模建築物等
 - ① 不特定多数の者が利用する大規模な建築物等（病院、旅館等）
 - ② 地方公共団体が耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する建築物
 - ③ 都道府県が耐震改修促進計画で指定した防災拠点となる建築物

- ・耐震改修が完了した日から3月以内に、市町村の条例で定めるところにより、申告書が提出された場合に限り適用するもの

5 引用条文の規定の整備について

雨水貯留浸透施設及び都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る備蓄倉庫の固定資産税等の課税標準の特例措置に係る規定について、引用条文の規定の整備を行うもの

「附則第15条第9項」→「附則第15条第8項」

「附則第15条第37項」→「附則第15条第34項」

川崎市市税条例新旧対照表

改正案	改正前
<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p> <p>(法人税割の税率) 第23条の3 法人税割の税率は、100分の<u>12.1</u>とする。</p> <p>(法人税割の課税の特例) 第23条の4 次の各号に掲げるもの（法人税法第4条の7に規定する受託法人（同法第3条の規定により法人とみなされるものを含む。）を除く。）に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 資本金の額若しくは出資金の額が500,000,000円未満である法人、資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は人格のない社団等 <u>12.1</u>分の2.4</p> <p>(2) 資本金の額又は出資金の額が500,000,000円以上1,000,000,000円未満の法人 <u>12.1</u>分の1.2</p> <p>2 略</p> <p>第23条の5から第63条まで 略</p>	<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p> <p>(法人税割の税率) 第23条の3 法人税割の税率は、100分の<u>14.7</u>とする。</p> <p>(法人税割の課税の特例) 第23条の4 次の各号に掲げるもの（法人税法第4条の7に規定する受託法人（同法第3条の規定により法人とみなされるものを含む。）を除く。）に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 資本金の額若しくは出資金の額が500,000,000円未満である法人、資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は人格のない社団等 <u>14.7</u>分の2.4</p> <p>(2) 資本金の額又は出資金の額が500,000,000円以上1,000,000,000円未満の法人 <u>14.7</u>分の1.2</p> <p>2 略</p> <p>第23条の5から第63条まで 略</p>

改正案	改正前
<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第64条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 <u>2,000円</u></p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>2,000円</u></p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>2,400円</u></p> <p>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が、0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>3,700円</u></p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>（ア）2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 <u>3,600円</u></p> <p>（イ）3輪のもの 年額 <u>3,900円</u></p> <p>（ウ）4輪以上のもの 乗用のもの 営業用 年額 <u>6,900円</u> 自家用 年額 <u>10,800円</u></p> <p>貨物用のもの 営業用 年額 <u>3,800円</u> 自家用 年額 <u>5,000円</u></p> <p>（エ）その他のもの 年額 <u>3,600円</u></p>	<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第64条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 <u>1,000円</u></p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>1,200円</u></p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>1,600円</u></p> <p>エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が、0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>2,500円</u></p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>（ア）2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 <u>2,400円</u></p> <p>（イ）3輪のもの 年額 <u>3,100円</u></p> <p>（ウ）4輪以上のもの 乗用のもの 営業用 年額 <u>5,500円</u> 自家用 年額 <u>7,200円</u></p> <p>貨物用のもの 営業用 年額 <u>3,000円</u> 自家用 年額 <u>4,000円</u></p> <p>（エ）その他のもの 年額 <u>2,400円</u></p>

改正案	改正前
<p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額 <u>2,000円</u></p> <p>(イ) その他のもの 年額 <u>5,900円</u></p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 <u>6,000円</u></p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p><u>(固定資産税等の課税標準の特例)</u></p> <p>8 <u>法附則第15条に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 3分の1</u></p> <p>(2) <u>法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1</u></p> <p>(3) <u>法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合 2分の1</u></p> <p>(4) <u>法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合 4分の3</u></p> <p>(5) <u>法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合 3分の2</u></p> <p>(6) <u>法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合 3分の2</u></p> <p>(7) <u>法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合 3分の2</u></p> <p>(8) <u>法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合 4分の3</u></p> <p>9 略</p> <p><u>(耐震改修により耐震基準適合家屋となった家屋に係る固定資産税の減額の申告)</u></p> <p>10 <u>法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、規則で定める申告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額 <u>1,600円</u></p> <p>(イ) その他のもの 年額 <u>4,700円</u></p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 <u>4,000円</u></p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>8 略</p>

改正案	改正前												
11 略	9 略												
12 略	10 略												
(軽自動車税の税率の特例)													
13 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第64条第1項第2号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。													
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 513 533 608">第64条第1項第2号ア (イ)</td> <td data-bbox="533 513 837 608">3,900円</td> <td data-bbox="837 513 1099 608">4,600円</td> </tr> </table>	第64条第1項第2号ア (イ)	3,900円	4,600円	11～21 略									
第64条第1項第2号ア (イ)	3,900円	4,600円											
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 608 533 707">第64条第1項第2号ア (ウ)</td> <td data-bbox="533 608 837 707">6,900円</td> <td data-bbox="837 608 1099 707">8,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 707 533 805"></td> <td data-bbox="533 707 837 805">10,800円</td> <td data-bbox="837 707 1099 805">12,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 805 533 898"></td> <td data-bbox="533 805 837 898">3,800円</td> <td data-bbox="837 805 1099 898">4,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 898 533 1002"></td> <td data-bbox="533 898 837 1002">5,000円</td> <td data-bbox="837 898 1099 1002">6,000円</td> </tr> </table>	第64条第1項第2号ア (ウ)	6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	22 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
第64条第1項第2号ア (ウ)	6,900円	8,200円											
	10,800円	12,900円											
	3,800円	4,500円											
	5,000円	6,000円											
14～24 略	23 法附則第15条第9項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。												
	24 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。												